## 玉掛け技能講習の講習科目の受講の一部免除について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第76条の規定に基づく玉掛け技能講習規定の第3条の講習科目の受講の一部 免除については、次のとおりです。

**玉掛け技能講習規定第3条関係**(下記に資格を証する書面の写しを貼付してください。)

- 1「力学に関する知識」の受講の免除対象者は、
  - ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
  - ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- 2「運転のための合図」の受講の免除対象者は、

本人確認欄

- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
- ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- ③ 労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号) 第36条第6号若しくは第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者等。

(クレーン等の運転業務の特別教育修了者)

記

免許証等その資格を証する書面の写しをここに貼り付けてください。

- 1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許
- 2 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 3 クレーン等の運転業務の特別教育修了証

## ※1 クレーン等特別教育修了証がない場合には、以下の項目を記載すること。

7	14724420141	<b>J H</b>	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,	X   C	, , ,	-0			
実施年月日 :	平成	年	月	日	~ 平成		年	月 (	目	日間)
実施機関(事業	場)名:							`		F 1047
	所在地):									
受講記録(含:修了証明等)の提出(提出先において原本確認のうえ写しを添付)										
※2 受講記録がない場合には、以下の項目を記載すること。										
(学科)	1. クレーン	等に関する	知識							
	(担当講師			•時間			H)	(規程3H)		
		及び電気に	関する知識				>	(1040)		
	(担当講師		シューシンテ 目目、	・時間 ナス知識			H)	(規程3H)		
	<ol> <li>連転の/</li> <li>担当講師</li> </ol>	こめに必要が 氏々・	よ刀子に関	9 6知蔵 •時間			H)	(規程2H)		
	4. 関係法			/1 l⊞1			11)	(水红土211)		
	(担当講師	•		•時間			H)	(規程1H)		
(実技)	5. クレーン	の運転								
	(担当講師			•時間			H)	(規程3H)		
		の運転のた	めの合図	n+. 88			T.T.)	( <del>1</del> 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
	(担当講師 1 テキスト	匹名: (使用テキ <i>&gt;</i>	1.人夕 ·	•時間			H)	(規程1H)		
		(区川) ハン				型	式:		)	
上記3条2③の証明欄 (つり上げ荷重 : )										
	証明(受	を講者)を受	をける者				_は、			
	平成	年	月	日から平成	年	月	日	までの間に		
経験証明欄		年	ヶ月クレー	ン等の運転	気の業務に	6 ヶ月り	以上従事	手したことを証	明しま	きす。
	平成	年	月	日						

事業者職氏名

上記の記載内容については、相違ありません。 受講者氏名

(EII)

印